

新宿区子ども園化推進検討委員会 最終報告(概要)

第1章 新宿区における子ども園化推進の検討

■ 新宿区子ども園化推進検討委員会の設置〔P.1〕

平成 22 年 3 月に策定した「新宿区次世代育成支援計画」で示された取組みの方向(①多様なスタイルの子ども園の導入 ②既存施設を最大限活用し、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくり)を踏まえ、区立保育園と幼稚園の子ども園化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

■ 検討の経過〔P.1～2〕

・平成 22 年 4 月 27 日 子ども家庭部と教育委員会事務局の合同検討組織として設置。

各部会の主な検討事項: 第 1 部会 子ども園のあり方 第 2 部会 分園方式の子ども園

第 3 部会 保育所の子ども園化 第 4 部会 子ども園保育・教育指針等

・平成 22 年 6 月 29 日 「第一次報告」の取りまとめ

・平成 23 年 1 月 18 日 「最終報告」の取りまとめ

第2章 現状の課題・取組みの方向

I 新宿区の乳幼児人口の推移〔P.3～7〕

■ 乳幼児(0～5 歳児)人口の推移

●0～2 歳児 平成 13 年 5,307 人 → 平成 22 年 5,987 人 680 人増加(12.8%増)

●3～5 歳児 平成 13 年 5,030 人 → 平成 22 年 5,229 人 199 人増加(4.0%増)

《特徴》i 0～2 歳児は、平成 18 年から急激に増加(549 人)

地域別にみると、牛込、四谷、淀橋地域の増加が著しい。

ii 3～5 歳児は、平成 17 年から平成 20 年まで減少。

II 新宿区における就学前保育・教育施設の状況〔P.8～10〕

1 都市型保育サービスの充実としての認可保育園の取組み

●在園児数の推移 認可保育園 平成 13 年 2,929 人 → 平成 22 年 3,404 人 475 人増加(16.2%増)

認可外保育施設 平成 13 年 54 人 → 平成 22 年 497 人 443 人増加(820.4%増)

(注: 認可保育園は公私立の保育園、認可外保育施設は認証保育所、保育室、家庭福祉員、保育ルームを指す。)

《特徴》 認可保育園では、多様な保育サービスや保育需要の増加に対応するため、民営化の手法も取り入れ、受入れ枠の拡充を図ってきている。認可外保育施設では、認証保育所を平成 15 年に設置を開始し、平成 22 年には、422 人を受け入れている。

2 幼稚園教育の推進と現状

- 在園児数の推移** 区立幼稚園 平成13年 1,224人 → 平成22年 880人 **344人減少(28.1%減)**
私立幼稚園 平成13年 1,311人 → 平成22年 1,520人 **209人増加(15.9%増)**

《特徴》・区立幼稚園は、昭和53年のピークから減少の一途。定員充足率は、64.7%(H22.5.1現在)であり、小規模化が進んでいる。
・私立幼稚園もピークから比べると減少しているが、ここ10年は増加傾向。

3 幼保連携・一元化の取り組み～「子ども園」の計画的整備～

- 平成16年度 「新宿区幼保連携・一元化の理念」の策定
幼稚園と保育園の文化を融合した新たな子どもの育ちの環境を創造する。
- 平成19年4月 四谷子ども園開設 都内初の公立認定こども園、保幼小連携の実践
- 平成22年4月 あいじつ子ども園開設
- 平成23年4月 西新宿子ども園を開設
柏木子ども園を開設 柏木子ども園は、分園方式を初めて導入(※本検討委員会報告)

Ⅲ 就学前保育・教育施設の課題と今後の方向[P.11～12]

1 子どもの生きる力を育てるための就学前教育の充実

- ・就学前の保育・教育は子どもの「生きる力」の基礎
- ・幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂により、3歳から5歳の保育・教育内容の差異はほとんどなく、施設の違いかかわらず、就学前保育・教育を充実することが重要

2 子どもが生まれても安心して働ける環境づくり

- ・保護者のライフスタイルが多様化し、男女とも働きながら子育てし、社会的責任を果たす生き方が広まりつつある状況
- ・女性の就業率の増加、都心への人口流入に伴う乳幼児人口の増加などの様々な要因から、認可保育園の利用を希望しても申し込みに応じられない待機児童の増加という問題が生じている。

区の就学前保育・教育施設の今後の方向

これまで取り組んできた幼保連携・一元化をさらに進め、区立保育園及び幼稚園を多様なスタイルの子ども園に一元化することにより、就学前の子どもの保育・教育環境の充実を図るとともに、地域の保育需要に対応していく。

子ども園化にあたっては、区全体の施設活用のあり方を踏まえ保育園舎や幼稚園舎の有効活用を図るとともに、引き続き、区立幼稚園の適正規模・適正配置を進める。

第3章 新宿区の目指す多様なスタイルの子ども園

I 新宿区の子ども園の理念について[P.13~14]

【検討の視点】

- 幼稚園や保育園、子ども園では小学校以降の生活や学習の基盤、つまり「生きる力」の基礎を育成している。
- 豊かな心や健やかな体を育成し、積極的に物事に関わろうとすることは、小学校での学習意欲につながる。
- 幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続されていることが望ましい。

新宿区子ども園の理念

- 就学前の子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培う。
- 子どもを真ん中に保護者と地域の人々と保育者が手を携え、子どもの幸せを実現する。
- 子育ての大切さをみんなで認め合い、子どもと子育て家庭を支援する地域をめざす。

II 多様なスタイルの子ども園について[P.15~18]

1 子ども園に期待される効果

- 0~5歳児までの育ちを踏まえた保育・教育の実践することができる。
- 保育園や幼稚園で培ってきた知識・技能の双方の良さを活かすことにより、保育・教育の質の向上を図ることができる。
- 保育園・幼稚園と小学校との連携をさらに促進することができる。(例えば、小1プロブレムの解消)

2 多様なスタイルの子ども園の特徴及び類型・施設運営方式

(1) 共通事項

- ①対象児童 すべての就学前の子ども
- ②保育時間 短時間・中時間・長時間を施設ごとに設定
- ③保育・教育内容 「新宿区子ども園保育・教育指針」に基づくプログラムの実施

(2) 類型・施設運営方式

- ① 施設一体方式(これまでの整備方式)
 - ② 分園方式
 - ③ 単体方式
- ※概要版 P.4 を参照

(3) 認定類型

地域の保育・教育需要、施設の状況及び地域の事情を考慮し、施設ごとに判断する。

3 子ども園化推進の基本方針等

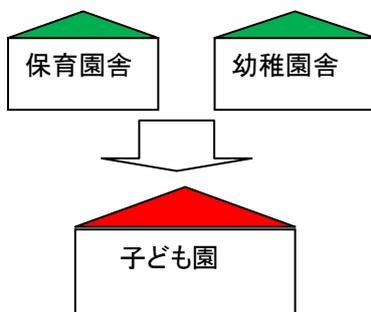
基本方針

- 1 区立保育所及び幼稚園を、保護者の就労の状況にかかわらず、保育・教育を一体的に行う子ども園に一元化する。
- 2 子ども園を、多様なスタイル、多様な手法(民間の活用を含む)により整備する。
- 3 子ども園を、地域の保育需要(待機児童等も含む)や地域事情、地域バランス等を考慮し、計画的に整備する。

整備の基本的な考え方(施設運営方式別)

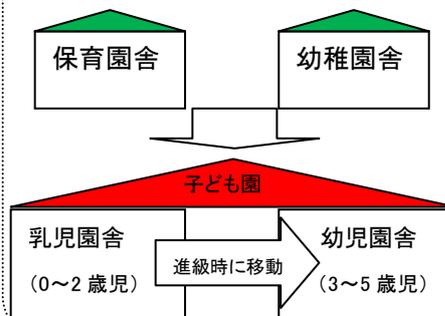
施設一体方式

- 小学校の適正配置や大規模改修等を活用する場合



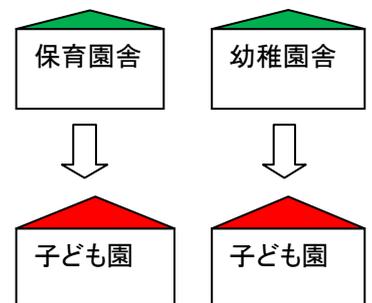
分園方式

- 近隣の保育園舎と幼稚園舎との組合せにより教育の充実や定員拡充が可能な場合



単体方式

- 園舎の空き教室等を活用して、保育に欠ける又は保育を要する乳幼児の受け入れが可能な場合



優先的整備の考え方

・子ども園は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、優先的に子ども園化を進める。

- 1 保育ニーズ(待機児童、多様な保育サービス)の緊急性が高い場合
- 2 園舎の有効活用を早期に行うことで、より質の高い保育・教育環境の再整備が図られる場合
- 3 地域的な配置バランスを考慮する必要がある場合

Ⅲ 区立幼稚園の子ども園化について〔P.20～21〕

基本的な考え方

- 区立幼稚園の子ども園化は、施設の効果的・効率的活用の観点から、第二次実行計画の期間を中心に、主に定員充足率の低い幼稚園について適正規模・適正配置を計画的に進め、そのうえで、保育・教育ニーズ、地域事情及び区有施設の再編整備等の状況や国の「子ども・子育て新システム」動向を見極めながら、子ども園への一元化を図る。
- 運営主体については、民間の活用など多様な主体を視野に、他自治体の手法も参考に検討する。

子ども園化の検討を行う幼稚園

次の2園については、保育・教育ニーズの緊急性、地域的な配置バランス、その他の事情(大規模改修等)を考慮し、他の幼稚園に先行して子ども園化の検討を開始する。

(1) 東戸山幼稚園

- 【現状】
 - ・余裕教室の状況等から、0又は1歳児から5歳児までの子ども園としての整備が可能。
 - ・都営住宅の耐震工事が平成24年度以降に予定されている。
- 【検討の方向】
 - ・都営住宅の耐震工事に併せて、子ども園として整備する方向で検討する。
 - ・管理運営は、民間活用の手法を検討する。

(2) 鶴巻幼稚園

- 【現状】
 - ・牛込地区は、区内でも待機児童数が多い地域
 - ・「保育ルームつまき園」において、保育に欠ける1歳児・2歳児の受入れを実施。
- 【検討の方向】
 - ・「保育ルームつまき園」を当面延長し、近隣の保育園の入所状況や区施設の整備状況を留意しながら、保育ルームを含め子ども園化が図れるか検討する。

Ⅳ 区立保育園の子ども園化について〔P.21～23〕

基本的な考え方

- ・これまでの0歳児から5歳児までの保育に欠ける児童の定員を確保しながら整備する。
- ・整備にあたっては、大規模な改修をすることなく、保育を要する児童を受け入れる。

保育園の子ども園化への整備

- ・区立保育園の子ども園化は、施設改修、耐震工事が完了している保育園から、計画的に子ども園化を図る。
- ・施設面積基準を満たす場合、主に4歳児以上の受入れを中心に、3歳児又は4歳児以上の保育を要する児童の受入れ定員を定める。
- ・子ども園化の計画がない区立保育園について、第二次実行計画の期間を中心に子ども園化を推進する。
- ・待機児童解消対策については、幼稚園舎の有効活用と連動して推進していく。

V 分園方式の子ども園について〔P.24～31〕

分園方式の子ども園の定義(主な項目)

- ・分離している園舎を組み合わせる形で一体的に運営されること。
- ・園舎同士が、概ね 300 メートルの範囲内に位置し、移動が概ね 10 分以内であること。
- ・各園舎で提供される食事が、子どもの年齢や発達段階を考慮し、アレルギー等に配慮した内容であり、給食の実施に必要な設備を備え付けてあること。
- ・新宿区子ども園保育・教育指針に基づき、就学前の乳幼児の保育・教育を行うこと。

分園方式の組合せ(優先的な取組み)

(1) 柏木幼稚園と北新宿第一保育園 (柏木子ども園)

【優先的整備の考え方】 (考え方1及び2を適用)

- ・柏木幼稚園は応募者が減少する一方、北新宿第一保育園は、待機児童が発生
- ・小学校との連携、低年齢児の定員増、さらに専用室型一時保育など新たな保育サービスが可能

【認可形態】 保育所型の認定こども園

【児童定員】 0～2 歳 51 人 (現行 33 人) 18 人の増

3～5 歳 78 人 (現行 99 人) 21 人の減 合計 129 人 (現行 132 人) 3 人の減

※専用室型一時保育を実施(8人程度)

【主な施設整備】 幼稚園舎内 : 3 歳児保育室、調理室の整備

乳児園舎内 : 保育室の拡張、一時保育室の整備

【計画スケジュール】

- ・平成 23 年度 開設
前半 乳児園舎で 4, 5 歳児の合同保育開始・幼稚園舎改修工事
後半 3～5 歳児が幼稚園舎で合同保育開始
- ・平成 24 年度 定員拡充・事業拡大

(2) 落合第五幼稚園と中井保育園((仮称)落五・中井子ども園)

【優先的整備の考え方】 (考え方1、2及び3を適用)

- ・落合第五幼稚園は学級編制基準を満たさない年度もある。また、現在、保育ルーム(平成 22 年度まで)を開設している。中井保育園は区立保育園で 0 歳児保育を実施していない。
- ・小学校との連携、0 歳児保育の実施が可能となり、さらに子ども園の地域的なバランスが図られる。

【認可形態】 今後検討

【児童定員】 0～2 歳 42 人 (現行 25 人) 17 人の増

3～5 歳 75 人 (現行 105 人) 30 人の減 合計 117 人 (現行 130 人) 13 人の減

※上記の定員は、今後の保育需要の変動などに応じて、適正化を図る。

※専用室型一時保育を実施(8人程度)

【主な施設整備】 幼児園舎内 : 3 歳児保育室、調理室の整備

乳児園舎内 : 0 歳児保育室の整備

【開設時期】

- ・平成 23 年度 条例改正(落五幼稚園・中井保育園の廃止、子ども園の設置)
幼稚園舎の改修工事
- ・平成 24 年度 開設
乳児園舎の改修工事
- ・平成 25 年度 定員拡充・事業拡大

VI 子ども園の職員体制等について[P.32~33]

1 保育士と幼稚園教諭の配置

- ・既存の子ども園の職員配置基準をベースに、個々の子ども園の状況に応じて、決定する。
- ・保育の共通利用時間帯においては、保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得している職員を、優先して配置する。

2 園長・副園長の配置

- ・幼保連携型の子ども園は、園長は管理職、副園長は係長級職を配置しており、保育所型の子ども園は、園長、副園長とも係長級職員を配置する。子ども園によって体制が異なるため、今後は、園長、副園長のあり方等を検討し、効果的・効率的組織体制を構築する。

3 その他の職員の配置

- (1)事務職・・・管理職園長配置園には配置しているが、保育所型の係長級園長配置園には配置しないため、今後は、事務の効率化、省力化の観点から、事務職配置のあり方を検討する。
- (2)給食調理職、用務職・・・原則、民間委託。
ただし、保育園の子ども園化の場合の給食調理は当面直営。
- (3)看護師・・・0 歳児保育実施園には、1 名配置
栄養士・・・給食調理委託を実施する場合、各園に 1 名配置

4 保育士と幼稚園教諭の人事配置の手法等

- (1)幼稚園教諭の区長部局配置
 - ・地方自治法第 180 条の 3 に基づく事務従事。
 - ・今後、保育士と幼稚園教諭の人事交流を行うための制度等を創設。
- (2)保育士の幼稚園講師としての配置
 - ・地方自治法第 180 条の 3 に基づく事務従事。

第4章 新宿区子ども園保育・教育指針について〔P.34～40〕

基本的な考え方

- (1) 国の保育所保育指針及び幼稚園教育要領の内容を基本とする。
- (2) 新宿区子ども園の理念を踏まえたものとする。
- (3) 各園における「保育・教育目標(目指す子どもの姿)」を踏まえた「保育・教育計画」作成の際の指針とする。
- (4) 子ども園のこれまでの運営と保育・教育の実践による対応を踏まえる。

子ども園の理念を踏まえて盛り込む内容

就学前の子どもの成長と発達段階に応じた一体的な保育・教育を行い、生涯の人格形成の基礎を培う。

- ・子ども一人ひとりの発達状況に応じた柔軟な保育・教育
- ・理念を踏まえて配慮すべき保育・教育

子どもを真ん中に保護者と地域の人々と保育者が手を携え、子どもの幸せを実現する。

- ・家庭で養育される子どもや保護者への子育て支援
- ・地域との協力・連携、保護者間の共助の仕組みづくりへの支援

子育ての大切さをみんなで認め合い、子どもと子育て家庭を支援する地域をめざす。

- ・地域での子育て情報の収集発信
- ・子育てボランティアの発掘育成
- ・保護者や地域関係者が交流・情報交換できる場の提供

これまでの実践を踏まえて盛り込む内容

- (1) 保育・教育内容
 - ① 小学校との連携・接続について
 - ② 保護者との関わりについて
 - ③ 特別な支援を要する子の受け入れについて
 - ④ 地域との関わりについて
- (2) 子ども園の運営上の事項について
 - ① 子ども園の保育時間について
 - ② 職員体制(職員との連携)と職員研修について
 - ③ 給食の提供と食育について

新宿区子ども園保育・教育指針の構成について

第一部 総則

○新宿区子ども園の理念

第二部

- 1 子ども園の保育・教育について
- 2 子育て支援と、家庭・地域との連携について
- 3 子どもと子育てを支援する地域づくりについて
- 4 子ども園での保育・教育等の計画づくり

第5章 子ども園化の推進にあたって

I 子ども園化の推進体制〔P.41～42〕

1 区長部局への移管

・子ども園化を総合的かつ効果的に推進するため、子ども園の所管を、平成 23 年 4 月に区長部局に移管する。

2 子ども園化の推進組織及び関係各課との連携

- ・子ども家庭部に(仮称)子ども園推進担当課を設置する。
- ・子ども園の管理運営、子ども園化の推進にあたっては、関係各課と十分、協議する。

II 子ども園における民営化及び認定こども園化支援等について〔P.42～43〕

1 保育園の民営化と子ども園化について

- ・区立保育園の民営化に伴う子ども園化は「区立認可保育園民営化及び公有地又は公共施設の活用による私立保育園設置基本方針」を改正し、計画的に推進する。
- ・既存の私立保育園についても、子ども園化の方針を反映するよう依頼する。

2 幼稚園の子ども園化における民営化について

- ・幼稚園舎の老朽化等に伴う建て替えや大規模改修の際には、他の自治体の例を参考にし、民営化を検討する。

3 認定こども園化支援事業について

- ・新宿区私立認定こども園運営費等補助事業を活用しながら、私立幼稚園・保育園に対し、子ども園一元化の方針を反映するよう働きかける。

Ⅲ 幼保一元化に関する法整備に向けた国及び東京都への働きかけ[P.44～45]

1 「こども園(仮称)」における根拠法令、設置基準等の一本化

- ・「こども園(仮称)」の設置基準や職員配置基準、児童定員の考え方を一本化するため、根拠法令の一元化を図ること。

2 首長が幼稚園の管理運営を行うことを可能とする法改正

- ・子育て施策の総合化が図れるよう、地教行法第24条の2に規定する職務権限の特例に、幼稚園の管理に関する事務を加え、自治体の実情に合わせた体制がとれるよう改正すること。

3 保育士と幼稚園教諭の資格免許の統合及び職種の本化

- ・「こども園(仮称)」の創設にあたっては、保育士と幼稚園教諭の資格・免許を統合し、「こども園士(仮称)」といった新職種を創設すること。

4 「保育に欠ける」要件の保持

- ・「保育に欠ける」要件は一定程度保持する必要がある、保育要件の設定は、地方自治体の判断に委ねること。

5 財政支援の充実

- ・認定こども園への移行促進のため、新たな財政支援を講ずること。